

## ～ 国際研修 ～

### 第 14 回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

国際協力部教官  
渡 部 吉 俊

#### 第 1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、本年 6 月 17 日から同月 27 日までの間、第 14 回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）を実施したので、その概要を報告する。

#### 第 2 日韓パートナーシップ共同研究について

国際協力部の活動は、主に開発途上国・体制移行国に対する基本法の起草・運用支援や法曹人材の育成支援等であるが、日韓パートナーシップ共同研究（以下「本共同研究」という。）はこのような「支援」活動とは異なり、日韓両国の実務担当者が両国の制度や運用を比較・研究し、自国の制度改正や実務改善に役立てることを目的として平成 11 年から行っているものであり、本年で 14 回目となる。なお、昨年までは「日韓パートナーシップ研修」と呼んでいたが、日韓両国が対等の立場で互いの制度や運用を比較・研究し合うという趣旨を明確にするため、本年度から「共同研究」という名称に変更されている。

研究対象とする分野は、主に登記、戸籍、供託及び民事執行等の民事行政・司法行政分野である。韓国では、登記や供託等についても、行政部門たる法務部（日本の法務省に相当）ではなく、司法部門たる法院（日本の裁判所に相当）が所管しているところ、本共同研究についても、法院職員の研修等を担当する法院公務員教育院をカウンターパートとして

行っている。

研究員については、日本側は法務本省・法務局又は裁判所に勤務する職員から 5 名を、韓国側は大法院（日本の最高裁判所に相当）又は地方法院（日本の地方裁判所に相当）に勤務する職員から 5 名をそれぞれ選抜する。実務研究においては、日本側及び韓国側一人に 1 分野を割り当てた上、各研究員が自らの問題意識に基づき具体的な研究テーマを設定し、パートナー間の質疑応答等に基づき比較・研究する形を採っている。

このように、二国間が互いの制度や運用を比較するという形態での実務研究活動は、国際協力部の活動の中でも他に例を見ない。日韓の場合、登記制度や民事執行制度等の基本的骨格が非常に似通っているため、互いに相手国の制度や運用を理解しやすいという事情がこのような形態での研究を可能にしていると思われ、実務の細部にわたるまで議論が及ぶことも多い。

#### 第 3 共同研究の概要

##### (1) 講義

##### ① 後見登記制度の概要

法院行政処司法登記局の康起豪（カン・ギホ）司法登記審議官から標記テーマで講義を行っていただいた。日本においては、平成 12 年 4 月から成年後見制度及び公示制度としての後見登記制度が導入されているが、韓国においても本年 7 月から新たに成年

後見制度・後見登記制度が施行されたことを踏まえ、これらの制度の概要や日韓制度の相違点等について説明がなされた。

## ② 韓国における登記所の広域化と運営の現状

ソウル中央地方法院登記局の朴成培（パク・ソンベ）登記運営課長から標記テーマで講義を行っていただいた。日本と同様に、韓国においても登記事務の効率化及びサービス向上の観点から登記所の大規模化・広域化等を進めているところ、その進行状況やソウル中央地方法院における事務処理体制等について説明がなされた。

## (2) 見学

### ① ブندان電算情報センター

ブندان電算情報センターは、京畿道城南市盆唐（ブندان）区にある司法部門のための施設であり、裁判手続（判決文作成、期日管理等）、執行（競売情報等）、登記・供託に関するシステム管理等を行う、いわゆるデータセンターである。韓国では、2010年の特許訴訟を皮切りに通常の民事事件や破産事件等における裁判手続の電子化（「電子訴訟」と呼ばれている。）を進めており、また登記の電算化も積極的に行っているところ、それらの経緯や現状について説明がなされた。なお、本センターの1階には対外向けの展示施設が設けられており、先端的なIT技術を駆使した司法制度を積極的にアピールしようとする姿勢がうかがえた。

### ② 大法院及びソウル中央地方法院

大法院において、大法廷及び小法廷等を見学した後、ソウル中央地方法院において、民事事件における実際の電子訴訟の様子を傍聴させていただいた。その後、民事執行課及び登記課において、民事執行や登記に係る事務処理の流れについても見学することができた。このほか、無人発給機（登記事項証明書等を自動で取得できるキオスク端末）の仕組み等について説明を受けた。

## (3) 実務研究及び総合発表

実務研究は、各研究員が自ら設定したテーマについて比較研究を行うものであり、本共同研究の中心となる。今回は韓国セッションであるため、日本側研究員が、事前に設定した研究テーマについて韓国側への質疑等を通じて、両国の制度や運用の違い等を考察し、総合発表を行った。これら成果は、別途冊子に取りまとめられる予定であるが、ここでは各研究の概要について、簡単に紹介したい。①及び②は不動産登記、③は商業・法人登記、④は供託、⑤は民事執行に関するものである。

### ① 「登記義務者の本人確認（特に登記済証の取扱い）に関する一考察」

日本においては、新不動産登記法の施行後も、経過措置により登記義務者の本人確認手段として登記済証（いわゆる権利証）を添付する登記申請が依然として見られており、その偽造対策が問題となること、本人確認の仕組みについて日韓の制度及び運用を比較考察したものである。

### ② 「登記事項証明書の自動発行等による行政サービスの提供について」

韓国ではIT技術を活用した登記事務の効率化・利便性の向上が進んでいるところ、韓国において自治体や駅等に多数設置されている無人発給機に焦点を当て、その管理方法や手数料の納付方法、証明書の自動発効の仕組み、利用促進に向けたインセンティブ措置等について考察したものである。

### ③ 「ホームページによる情報発信と相談事務効率化の可能性」

日本の商業・法人登記では、いわゆる本人申請（司法書士等の代理人を介さず会社代表者等が自ら申請するもの）の割合が比較的多くその相談対応に時間を要しているところ、相談事務の効率化方策として、特にホームページによる情報提供を中心に考察したものである。

④ 「供託オンライン申請の利用率向上のための方策について」

日韓両国で進められている供託オンライン申請の利用率向上のための取組について、オンライン上における本人確認の仕組み、添付書面、供託書正本の構造、供託金の納付方法等の観点から、日韓両国の制度及び運用を比較考察したものである。

⑤ 「不動産競売事件における自殺・殺人等があった物件及び暴力団が介在する物件についての調査・評価等の方法について」

日本の不動産競売手続においては、自殺・殺人等があった物件や暴力団が介在する物件等は売却困難物件とされているところ、このような心理的嫌悪感を生ずる物件に対する調査や売却条件の決定方法、買受希望者への情報提供等について比較考察したものである。



総合発表の様子

#### 第4 終わりに

各研究員とも、限られた時間の中で、パートナーとの熱心な議論等を通じて共同研究に精力的に取り組んでいただいた。各分野とも、日本の方が進んでいると思われる面と韓国の方が進んでいると思われる面の両面があり、制度・実務を見直す一つのきっかけになれば幸いである。本共同研究に御協力いただいた日韓両国の関係者の皆様に深く感謝申し上げたい。

## 第14回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別
日本側研究員	1	たなか ひろゆき 田中 裕幸	横浜地方法務局 不動産登記部門 登記官	男
	2	ささき みつはる 佐々木 光晴	さいたま地方法務局 所沢支局 登記官	男
	3	いしはら まゆり 石原 万有里	千葉地方法務局 法人登記部門 登記官	女
	4	ばば だいき 馬場 大輝	法務省 民事局総務課 法規第三係長	男
	5	たかはし じゅんこ 高橋 淳子	東京地方裁判所 民事第21部 裁判所書記官	女
韓国側研究員	1	イ ワンヨン 李王鏞	ソウル中央地方法院 登記局不動産登記調査課 登記事務官	男
	2	ソ チュンモ 徐忠模	仁川地方法院 事務局民事單獨課 法院主事	男
	3	キム スンミョン 金承明	大田地方法院 泰安登記所 法院事務官	男
	4	ユン ジョンウォン 尹晶園	光州地方法院 順天支院求禮登記所 法院事務官	女
	5	イ ムニヤン 李文郷	ソウル東部地方法院 事務局民事課 法院主事補	女

### ○担当者

法務総合研究所 教官 渡部吉俊  
 法務総合研究所 主任国際協力専門官 千同舞  
 法院公務員教育院 教授 権光周(クォン グァンジュ)  
 法院公務員教育院 法院主事 趙慶昇(チョ ギョンスン)

## 第14回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション) 日程表

月 日	曜	9:30		14:00		備考	
		12:00		17:00			
6 / 17	月			13:00～13:50 オリエンテーション  (赤れんが棟第3教室)	14:00～ 実務研究(事前準備)  (赤れんが棟第3教室)		
6 / 18	火	東京(羽田空港)発【12:20】→ソウル(金浦空港)着【14:35】KE2708便 (日本側研究員入寮)			15:30～15:50 生活館(宿舎)案内 16:00～16:30 教育院長表敬(5階大会議室) 16:30～16:40 記念撮影(本館前) 16:50～17:30 研修日程及び庁舎案内(5階大会議室)		
6 / 19	水	9:30～12:00 実務研究(1)	12:00～13:30 昼食会 (教育院長主催)	14:00～17:00 実務研究(2)			
6 / 20	木	9:30～12:00 実務研究(3)	12:00～13:30 昼食	15:00～17:00 見学(プンダン電算情報センター)			
6 / 21	金	講義(1) 「後見登記制度の概要」 法院行政処司法登記局司法登記審議官 カン・ギホ	12:00～13:30 昼食	講義(2) 「韓国における登記所の広域化と運営の現状」 ソウル中央地方法院登記局登記運営課長 パク・ソンベ			
6 / 22	土	休み					
6 / 23	日	休み					
6 / 24	月	10:00～12:00 見学(大法院)	12:00～13:30 昼食会 (司法登記局長主催)	14:00～17:00 見学(ソウル中央地方法院登記局等)			
6 / 25	火	総合発表準備	12:00～13:30 昼食	13:30～16:00 総合発表	16:20～17:00 修了式	18:00～20:00 歓送夕食会 (教育院長主催)	
6 / 26	水	(日本側研究員退寮) ソウル(金浦空港)発【16:30】→東京(羽田空港)着【18:35】KE2709便					
6 / 27	木	10:00～12:00 帰国報告会準備  (赤れんが棟第5教室)	14:00～15:30 帰国報告会  (赤れんが棟第5教室)				